

公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会の評議員及び役員並びに各種委員会委員の報酬等及び講師等の謝礼金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会（以下「法人」という。）の定款第18条、第36条及び第50条第2項に基づき、次の評議員及び役員並びに各種委員会委員等の報酬等及び講師謝礼金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 理事会・評議員会及び正副会長会
- (2) 監事監査
- (3) 各種委員会等
- (4) 講習会、研修会
- (5) 前各号のほか、会長が必要と認める会議

(役員等の報酬等の額)

第2条 評議員及び役員並びに各種委員会委員等の報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長の報酬は、月額20,000円、専任副会長の報酬は、月額10,000円及び交通費実費とする。但し、交通費については本会旅費規程に準ずるものとする。
- (2) 理事及び監事の報酬は、日額3,000円及び交通費実費とする。但し、交通費については本会旅費規程に準ずるものとする。
- (3) 評議員に対しては、職務執行に要した費用弁償として日額4,000円を支給するものとする。
- (4) 監事が監査を行った場合の報酬は、日額5,000円及び交通費実費とする。但し、交通費については本会旅費規程に準ずるものとする。
- (5) 宿泊料の額は、1泊につき10,900円以内とする。但し会長が必要と認めた場合に限り、支給するものとする。
- (6) 各種委員会委員の報酬は、日額3,000円及び交通費実費とする。但し、交通費については本会旅費規程に準ずるものとする。

(講師等謝礼金)

第3条 講習会、研修会等における講師等の謝礼金は、別表のとおりとする。但し、別表によりがたい特別な場合は、会長が別に定めることができる。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会設立登記の日
(平成24年4月1日)から施行する。

この規程の一部改正は、平成30年3月23日から施行する。

別表1

講師等謝礼金支払基準表

(単位：時給・円)

区分			金額	備考	
県内	学校官署	大学教員等	教授 助教授 その他	5,500 5,000 4,000	私学教諭を含む
		国等	本省課長級以上 その他	5,000 4,000	
		地方公共団体等	市町村長 その他	5,000 4,000	
	県	本府課長以上 その他	2,000 1,500		
	その他		医師、弁護士、公認会計士 その他	5,500 4,000	
	学校官署	大学教員等	教授 助教授 その他	11,000 8,000 6,000	
		国等	本省課長級以上 その他	8,000 5,000	
		その他	医師、弁護士、公認会計士 その他	11,000 6,000	

備考

- 1 1日4時間までを基本とし、4時間を越えるときは、それぞれ1時間につき基準表の金額の半額を計算した額とする。ただし、超過時間は、2時間以内とする。
- 2 講義時間が1時間に満たない場合30分以上は1時間とみなし支給する。
- 3 この基準表により難い場合は、会長にあらかじめ協議するものとする。(基準額より下回って支払う場合も協議すること。)